

一般事業主行動計画

社員が、仕事と生活の両立が出来るような雇用環境を整備することで、社員の能力を充分に発揮出来るようにして、企業と社員が共に幸せになるようにするための行動計画を策定する。

(a) 計画期間 令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日までの5年間

内容： 労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入

(b) 数値目標 小学生以下のお子様のいる社員については全員取得

(C) 取り組み内容

- 令和5年4月～ 社員へのアンケート調査を実施して、現在、小学生以下のお子様を持つ社員を把握し、その社員数、且つお子様の学年、人数も確認して、看護の必要性が発生する社員のデータを作成する。
- 令和5年6月～ お子様の看護が発生する社員が、各勤務エリアに何名在籍しているかを確認して、途中退勤や中抜け退勤など時間帯での休暇取得が業務に影響を及ぼさないかを検証する。
- 令和5年9月～ 中抜け退勤などの時間帯での休暇取得が、業務において影響が発生する勤務エリアがあれば、対策を検討して時間帯休暇の取得が可能になるように対策を講じる。
- 令和6年1月～ 全ての勤務エリアで時間帯での休暇取得が可能であることを確認して、制度の導入の開始の準備を行う。
- 令和6年3月～ 制度の導入に関する告知文、パンフレットを作成して配布、掲示して社員に周知してもらう。

(d) 取り組みの実施時期 令和5年4月開始予定

作成日 令和5年 4月 1日